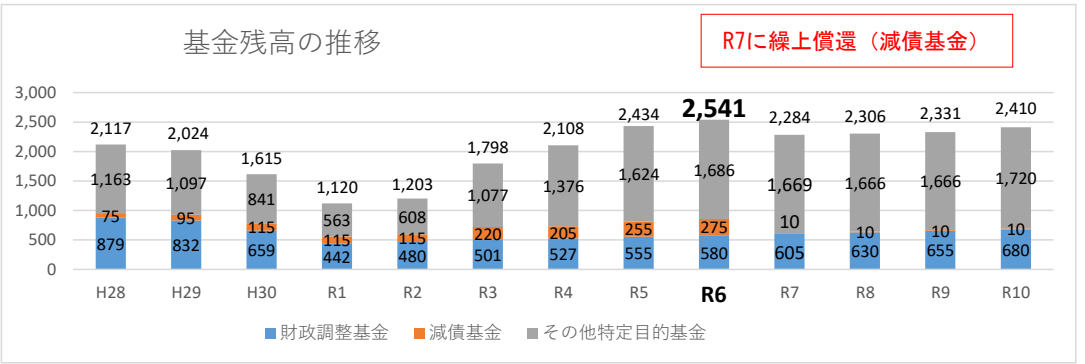


池田町 財政シミュレーション(R5決算、R6～R10決算見込み)

(単位:百万円)

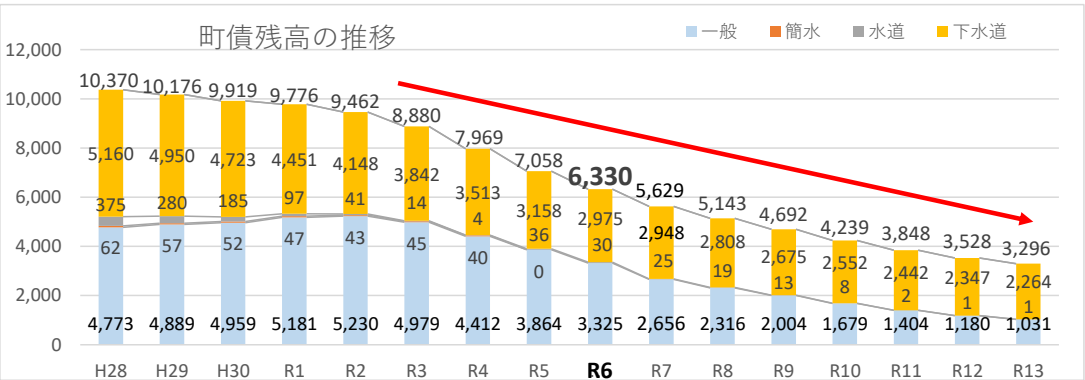
項 目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	推計の考え方
歳入合計	5,129	5,045	5,570	4,994	4,901	4,872	<歳入のポイント> 【地方交付税】 ・地域おこし協力隊員の増加を鑑み特別交付税を増額想定 【町債】 ・地方財政計画を鑑み、臨時財政対策債を新規発行をゼロに(R7～) 【繰入金】 ・R5～10の内訳…公共施設等整備基金(R5:16、R7:47、R8:22)、ふるさと応援基金(R5:12、R6:15、R7:80、R8:51、R9:70、R10:30)、スポーツ振興基金(R5～10:各1)、新型コロナウイルス対策における利子補給基金(R5:1)、減債基金(R7:275) 【その他】 ・ふるさと納税が好調のため、寄付金額を130で想定
町税	961	889	949	923	914	924	
地方交付税	2,384	2,399	2,399	2,314	2,314	2,314	
国・県支出金	861	861	896	856	807	765	
町債	68	60	160	55	32	75	
うち臨時財政対策債以外	50	52	160	55	32	75	
うち臨時財政対策債	18	8	0	0	0	0	
繰入金	29	17	403	74	71	31	
その他(地方消費税交付金等)	779	769	738	747	738	738	
繰越金	47	50	25	25	25	25	
歳出合計	5,058	4,995	5,520	4,944	4,851	4,822	<歳出のポイント> 【人件費】 ・人事院勧告による給与改定を反映したため人件費の増(R6以降) ・定員管理計画に合わせて正規職員数を増(R8以降) ・R7に新規で地域おこし協力隊5人、プロジェクトマネージャー1人の採用を見込む 【普通建設事業費】 ・会染小学校の大規模改修を2年送らせてR9からに 【物件費】 ・物価高騰のため、相当分を増額 【補助費等】 ・下水負担金について資本費平準化債の拡充により減額(R5:290 R6:106 R7:100 R8以降:150) 【積立金】 ・R5～10の内訳…減債基金(R5:50 R7:10)、公共施設等整備基金(R5:223、R6:12、R7:44、R10:14)、ふるさと応援基金(R5:54、R6:70、R7:67、R8～10:各71)
人件費	947	1,087	1,145	1,162	1,166	1,175	
扶助費	493	499	523	528	533	538	
公債費	625	621	828	495	444	500	
普通建設事業費	226	325	485	414	374	248	
物件費	748	872	982	803	792	780	
補助費等	1,098	941	873	924	928	956	
積立金	327	82	121	71	71	85	
繰出金	441	457	478	460	460	460	
その他(維持補修費等)	153	111	85	87	83	80	
収 支	71	50	50	50	50	50	

項 目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基金残高合計	2,434	2,541	2,284	2,306	2,331	2,410
財政調整基金	555	580	605	630	655	680
減債基金	255	275	10	10	10	10
その他特定目的基金	1,624	1,686	1,669	1,666	1,666	1,720
てるてる坊主のふるさと応援基金	232	282	269	289	290	331
公共施設等整備基金	1,227	1,239	1,236	1,214	1,214	1,228
その他基金	165	165	164	163	162	161



項 目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
町債残高合計	7,058	6,330	5,629	5,143	4,692	4,239
一般会計	3,864	3,325	2,656	2,316	2,004	1,679
特別会計	3,194	3,005	2,973	2,827	2,688	2,560
水道事業会計	36	30	25	19	13	8
下水道事業会計	3,158	2,975	2,948	2,808	2,675	2,552

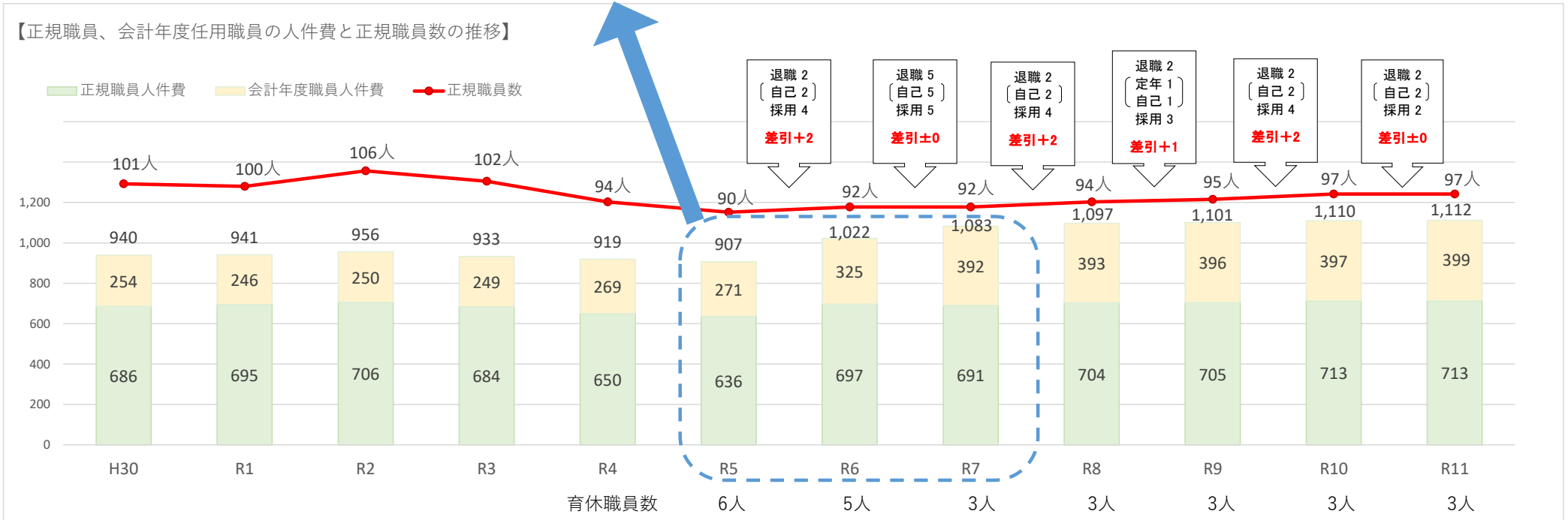
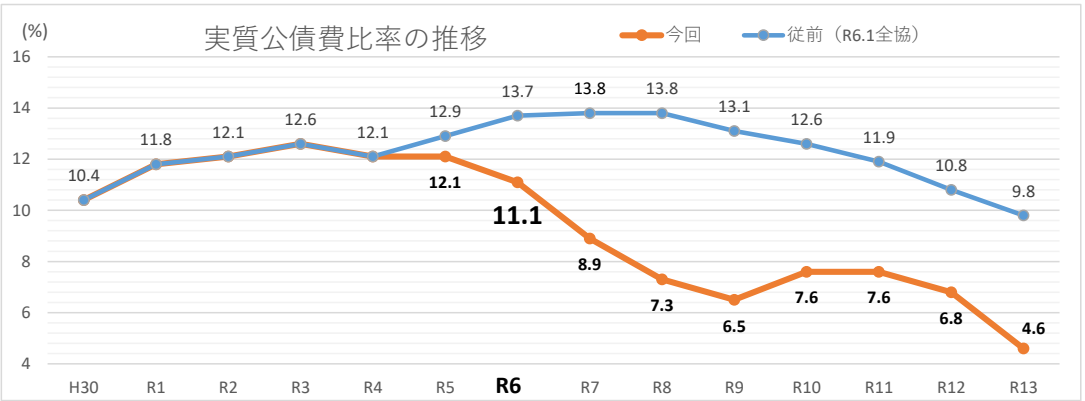
※簡易水道事業特別会計はR5.4.1に水道事業会計へ統合



正規職員・会計年度任用職員人件費の財源内訳

項 目	R5	R6	R7
人件費	907	1,022	1,083
財源内訳	特定財源 101	90	91
	特別交付税※ 33	34	54
	それ以外 773 (85.2%)	898 (87.9%)	938 (86.6%)

※地域おこし協力隊、移住コーディネーター、集落支援員、プロジェクトマネージャーは特別交付税で100%措置(上限あり)
【参考】 R5内訳(実績) 協力隊7人 移コ1人
R6内訳(見込み) 協力隊10人 移コ1人 集落支援員2人
R7内訳(想定) 協力隊14人 移コ1人 集落支援員2人 プロマネ1人



※人件費は年度末、職員数は年度当初の数値

今後予定している主な事業の年度別事業内容および財源内訳

(単位：百万円)

事業名	総事業費	年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計	
		事業内容		基本計画策定		用地取得	測量設計等	設計		工事・監理				
会染西部ほ場整備 創設非農用地の活用	697	財源 内訳	国	費	0	0	0	0	農転許可申請 開発許可申請	0	0	0	0	
			町	債	0	0	97	29		8	136	136	136	542
			公共施設等整備基金繰入金等		8	0	0	10		2	45	45	45	155
			計		8	0	97	39		10	181	181	181	697

事業名	総事業費	年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
		事業内容											
会染小大規模改修	279	財源 内訳	国費	0	0	0	0	4	39	22	18	9	92
			町債	0	0	0	0	8	68	40	32	17	165
			公共施設等整備基金繰入金等	0	0	0	0	2	8	6	4	2	22
			計	0	0	0	0	14	115	68	54	28	279

年度計	総事業費		年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
	976	財源 内訳	国費	0	0	0	0	4	39	22	18	9	92
			町債	0	0	97	29	16	68	176	168	153	707
			公共施設等整備基金繰入金等	8	0	0	10	4	8	51	49	47	177
			計	8	0	97	39	24	115	249	235	209	976

【町債の詳細】

- ・「会染西部ほ場整備創設非農用地の活用」の用地取得は、公共用地先行取得事業債（充当率100％、交付税措置なし）を想定
- ・「会染西部ほ場整備創設非農用地の活用」のうち用地取得を除いた経費は、一般単独事業債（充当率75％、交付税措置なし）を想定
- ・「会染小大規模改修」は、学校教育施設等整備事業債（充当率90％、交付税措置率60％）を想定

用語の説明

◆歳入

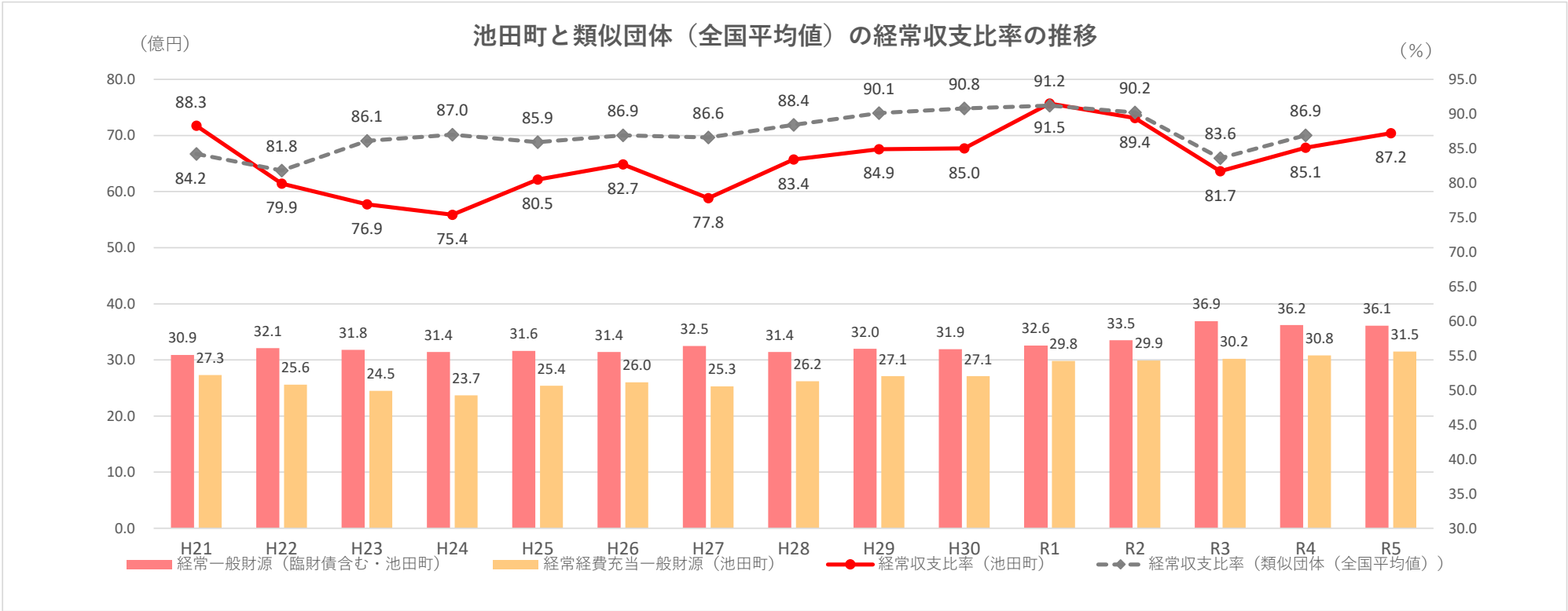
町税(地方税)	町民の皆さんや町内に事業所を持つ法人等に納めていただく税金。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、(入湯税、都市計画税)がある。
地方交付税	国税の一定割合を、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が市町村に交付するもの。地方交付税には、一般的な行政サービスを保証するための普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。
分担金及び負担金	町の行う事業により特定の利益を受ける方から、受ける利益を限度として徴収するもので、保育料などがある。
使用料及び手数料	使用料は公共施設などの利用の対価として支払っていただく料金で、バス使用料や町営住宅使用料などがある。手数料は町が特定の方に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票や印鑑証明、廃棄物処理手数料などがある。
国庫支出金	国が町に対して支出するもので、その目的、性格により国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金に分類される。
県支出金	県が町に対して支出するもので、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類される。
地方債(町債)	資金調達のために1会計年度を越えて返還する必要がある借入金のこと。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される地方債。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額(標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額)に算入することとされ、町の財政運営に支障が生ずることのないよう措置される。
繰入金	一般会計、特別会計及び基金などの会計間の現金の移動のこと。他の会計から資金を受け入れる場合を「繰入」、他の会計に資金を提供する場合を「繰出」という。
繰越金	前年度決算の剰余金。

◆歳出

人件費	職員の給与や議員への報酬などの経費。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等の法令に基づく扶助費の支給や町が単独で行う扶助のための経費。障害福祉サービス給付費、児童手当、就学援助費などがある。
公債費	地方債の元金や利子、一時借入金の利子を支払うための経費。
普通建設事業費	道路・橋りょう、学校など公共施設の新増設等の建設事業に要する経費。
物件費	旅費や備品購入費、委託料など消費的性質をもつ経費。
補助費等	町から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的を達成するため交付される経費。講師謝金などの報償費や補助金や交付金などが該当。
積立金	計画的な財政運営を行うために財政調整基金や、特定の目的を持つ基金に積み立てを行うための経費。
繰出金	一般会計と特別会計、特別会計相互間で資金運用をするための経費で、定額資金を運用するための基金に対する支出も含む。

◆基金関係

基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの。財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金がある。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財政の不均衡を調整するための基金。
減債基金	地方債の償還(返済)を計画的に行うための資金を積み立てる基金。
公共施設等整備基金	公共施設等の整備充実に充てるため積み立てる基金。
ふるさと応援基金	ふるさと納税を財源に積み立てる基金。
福祉基金	地域における福祉活動に関する事業、快適な生活環境の形成等に関する事業、その他福祉に関する事業に充てるため積み立てる基金。



※経常収支比率＝
$$\frac{\text{経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費)}}{\text{経常一般財源(地方税、普通交付税などの経常的な収入) + 減収補填債特例分 + 臨時財政対策債}} \times 100$$